

令和8年(2026年)年1月23日

保護者様

愛知県立明和高等学校附属中学校校長
栗木 晴久

食物アレルギーに関する書類の提出について（お願い）

この度は、お子様の本校附属中学校への合格、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

さて、学校生活では、食品に関する授業や活動を行うとともに、学校給食（※1）を提供します。そのため、学校生活における健康管理の一環として、特定の食品でアレルギー症状を発症するお子様について、事前にその状況等を把握するため、食物アレルギーに関する調査を行います。

つきましては、裏面のフローチャートをご確認いただき、別紙「食物アレルギーに関する調査票【様式Ⅰ別紙1】」に必要事項を記入のうえ、1月26日（月）～27日（火）に確約書とともに必ず提出してください。

また、学校での食物アレルギー対応を希望される場合は、下記の書類についても、2月14日（土）の入学者説明会で提出していただくようお願いします。

なお、学校における個々の食物アレルギーの管理や配慮については、提出していただいた書類、面談結果等を踏まえて、学校の食物アレルギーに関する検討委員会において決定します。面談の日程については後日お電話いたします。

記

「食物アレルギーに関する調査票」【様式Ⅰ別紙】・・・全員提出してください

「完全弁当持参の考慮事項」【様式Ⅰ別紙2】・・・お読みください

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（※2）

「食物アレルギー対応申請書」【様式2】

「食物アレルギーの経過及び対応状況申告書」【様式3】

「家庭における除去申告書」【様式4】

（明和附属中学校ホームページからダウンロードし、印刷してご記入ください）

食物アレルギー対応を希望する場合は提出してください

※1 本校は、弁当方式の学校給食を原則全員のお子様に提供します。全てのおかずが同じ容器内に盛り付けられて学校に届きますので、食物アレルギーを有するお子様は、アレルゲンが含まれる料理がある日には、家庭から弁当を持参していただくこととします。また、別紙「完全弁当持参の考慮事項」【様式Ⅰ別紙2】に示した事項に当てはまる場合は、学校給食の提供は困難であり、完全弁当となります。なお、安全管理のため、自己除去は認めていません。

※2 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、お子様の症状や学校生活上の留意点を正確に把握するため、医師に記入していただくものですので、病院に持参して受診してください。

また、乳については、「飲用牛乳以外の調理等に使用されている場合は喫食可とする」、小麦については、「パン、めん等の主食以外での調理等に使用されている場合は喫食可とする」という主治医の指示があった場合は、給食を提供することができます。その場合には、「その他の配慮・管理事項（自由記載）」にその旨を記載していただくよう依頼してください。なお、今年度の2学期以降に在籍する小学校に提出されている場合は、小学校から引き戻したものをご提出いただいてもかまいません。

食物アレルギーに関する書類の提出について

現在、家庭で食物アレルギーの配慮（アレルゲンを含む食品の除去等）をしている。

はい

いいえ

→「食物アレルギーに関する調査票」のみ提出してください

学校で食物アレルギーの管理を希望する。（注）

はい

いいえ

→「食物アレルギーに関する調査票」のみ提出してください

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の用紙を持参し、
医療機関を受診する。

学校において食物アレルギーに対する管理が必要と診断された。

はい

いいえ

→「食物アレルギーに関する調査票」のみ提出してください

医療機関で「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を記入してもらう。

下記の用紙を学校へ提出する。（明和附属中学校ホームページからダウンロードし、印刷してご記入ください。）

「食物アレルギーに関する調査票」【様式Ⅰ別紙Ⅰ】（1月26日～27日に確約書とともに提出）

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」

「食物アレルギー対応申請書」【様式2】

「食物アレルギーの経過及び対応状況申告書」【様式3】

「家庭における除去申告書」【様式4】

（2月14日入学者説明会で提出）

【学校での食物アレルギーの管理について】

学校給食（給食の時間）、食品を扱う授業や活動、体育・部活動等運動を伴う授業や活動、校外活動（特に宿泊を伴う校外活動）等において、誤食を防止したり、体調の変化に応じた対応をしたりする必要があり、対応のための取組を行う場合を指します。

なお、エピペン®を処方されている場合は、学校での対応が必要となりますので、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必ずお願いします。

また、学校での食物アレルギーの管理を希望しない場合も、食物アレルギー対応に関する委員会等において、学校での食物アレルギーの管理が必要であると判断された場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いすることができます。

学校における食物アレルギーの対応については、1年ごとの受診、医師からの指示、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要となります。なお、令和4年度診療報酬改定において、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは、食物アレルギー患者（根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査結果陽性に該当する者に限る）の通学する学校医に対して必要な情報（学校生活管理指導表）を提出する場合は、診療報酬の算定の対象（保険適用）となりました。ただし、主治医と学校医が同一の場合は、対象となりませんのでご注意ください。